

さいたま市立美園中学校

仮設校舎等整備基本計画策定業務仕様書

1 件 名

さいたま市立美園中学校仮設校舎等整備基本計画策定業務

2 履行場所

さいたま市緑区大崎 2 5 5 0 番地 3

3 履行期間

契約締結の日 から 令和 9 年 2 月 1 日まで

4 業務目的

美園中学校敷地内において、建築の際に規制される建築基準関係規定の諸条件調査及びそれに伴う条例等の調査、建設に伴う電気設備・機械設備・給排水設備等の諸条件を整理する。

また、計画により移設が必要な建築物等においては、その検討を行うものとする。

5 業務内容

ア 既存敷地調査

新設校舎及び給食室建設に必要な建築基準関係規定に係る敷地条件の整理を行う。

イ 既存建物調査

新設校舎及び給食室建設に必要な建築基準関係規定に係る必要事項を整理するために、既存建物の調査を行う。

新設校舎及び給食室建設の際に、既存不適格等改修が必要な建物が存する場合は、その改修方法について整理をする。

ウ 既存緑化調査

さいたま市みどりの条例第 19 条第 1 項による「緑化に関する協議」に必要な既存樹木(高・中・低木)の本数調査を行う。また、樹木の種類、緑化の面積等も含め、届出が行える図面を作成する。

エ 校舎及び給食室整備計画の策定

校舎及び給食室の整備計画にあたっては、委託者から提示される条件を整理し、動線や建築基準法令等に十分留意し、配置図、平面図、日影の検討図等を作成する。

オ 校舎及び給食室整備計画に伴う改修案の策定

作成した新設校舎及び給食室の建築計画において、電気設備・機械設備・給排水設備の取り合いの検討を行う。

新設校舎及び給食室建設によって必要となるバリアフリー法等の整備方法案の検討を行う。

新設校舎及び給食室建設の際に支障となる建物が生じる場合は、再配置等移転案の検討を行

う。

カ 開発手続きに関する書類の作成

さいたま市開発行為の手続に関する条例第6条1項による「相談票」に必要な書類の作成および提出を行う。

キ 関係機関との調整・協議等

新設校舎及び給食室建設において、策定した計画の実施に必要な関係機関と協議をし、その内容及び関係法令における規制等の条件を踏まえた検討を行う。

ク 地質調査の実施

新設校舎及び給食室建設において、建設予定地の地質状況について別紙特記仕様書に基づき調査を行う。

ク 計画案及び仕様書案の作成

計画案及び仕様書案を作成し、令和8年8月31日までに提出すること。

6 仮設校舎について

空調設備を備えた64㎡程度の普通教室を9教室、空調設備及び給排水設備を備えた128㎡程度の理科室1室、空調設備を備えた32㎡程度の職員室1室及び教材室1室を整備することを想定する。なお、当該教室を利用する生徒用の便所、水飲み、配膳、渡り廊下等の付帯施設を含むものとする。

また、空調設備を備えた400㎡程度の給食室を整備することを想定する。また、当該給食室を利用する職員の事務室、便所等の付帯施設を含むものとする。

7 成果品

報告書 (紙媒体) 2部
(電子) 1部

8 主任技術者・担当技術者

建築計画、建築工事に精通したものとし、1名以上は一級建築士の資格を有するものとする。

9 資料等の貸与

業務に必要な資料においてさいたま市役所において貸し出しが可能なもの(個人情報等条例などで規制され、手続きできないものを除く。)を貸与する。ただし、貸与したものは細心の注意を払い、紛失、汚損しないよう取り扱うものとし、これを公表、貸与し、または複製してはならない。ただし、委託者の承諾を受けたときはこの限りではない。

受託者は、業務が終了したときまたは業務期間中であっても、委託者が請求した場合には、貸与を受けた関係資料を遅滞なく返納しなければならない。

10 秘密の保持

受託者は、本業務遂行中に知り得た事項については、いかなる理由があっても委託者の承諾なしに第三者に漏らしてはならない。

1.1 業務の完了

本業務は、委託者の検査・合格をもって完了とする。その際、訂正等指摘事項があれば、受託者は速やかに訂正するものとする。

1.2 疑義

本仕様に定めのない事項、または作業工程において疑義が生じた場合は、委託者と受託者で協議し、委託者の指示に従うものとする。

地質調査特記仕様書

①現地調査 ※N 値 30 を 5m 確認の上堀止とすること。

- 1) ボーリング 標準貫入試験 (計 2 箇所)
H=GL-50m 1 箇所
H=GL-20m 1 箇所
- 2) 平盤裁荷試験 H=GL-0.4m 付近 1 箇所
- 3) 標準貫入試験は 0.5m~2m まで 0.5m ごとに行うこと。

②物理試験

- 1) 土粒子の密度試験
- 2) 含水比試験
- 3) 粒度試験(フルイ分け)
- 4) 細粒分含有率試験(簡易粒度) ※液状化対象層、予備含む(N 値 15 以下)
- 5) 湿潤密度試験

③力学試験

- 1) 圧密試験(シンウォール)
- 2) 三軸圧縮試験(デニソン)

④検討

- 1) 液状化の検討 1 式

⑤スウェーデン式サウンディング試験 ポイント

※室内試験用サンプリングは別孔